

利用料金表

1 居宅介護支援利用料

区分・要介護度			利用料
居宅介護支援費（Ⅰ）	（ⅰ）介護支援専門員１人当りの利用者数が４５未満又は４５以上である場合においての、４５未満の部分	要介護１・２	12,380 円
		要介護３・４・５	16,085 円
	（ⅱ）介護支援専門員１人当りの利用者数が４５以上である場合においての、４５以上６０未満の部分	要介護１・２	6,201 円
		要介護３・４・５	8,025 円
	（ⅲ）介護支援専門員１人当たりの利用者数が６０以上である場合においての、６０以上の部分	要介護１・２	3,716 円
		要介護３・４・５	4,810 円

2 加算料金

加 算	利用料	算定回数等
初回加算	3,420 円	１月につき
特定事業所加算（Ⅰ）	5,916 円	１月につき
特定事業所加算（Ⅱ）	4,799 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,682 円	
特定事業所加算（Ａ）	1,299 円	
特定事業所医療介護連携加算	1,425 円	１月につき
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（１月につき）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合（１月につき）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	5,130 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けた場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,840 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けた場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,840 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受け場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,550 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回受けた（内１回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中１回を限度）
退院・退所加算（Ⅲ）	10,260 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により３回以上受けた（内１回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中１回を限度）

通院時情報連携加算	570 円	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280 円	1 月につき（2 回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,560 円	1 月につき

3 減算料金

減 算	減算額	減算の要件
運営基準減算	上記基本利用料の 50%（2 月 以上継続の場合 100%）	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合
特定事業所集中減算	1 月につき 2,280 円	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度が、正当な理由なく 80%を超える場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合

4 その他費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 通常の事業実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費 [50 円／km]（消費税込）を請求いたします。
解約料	解約料は一切かかりません。